(Rev.3.1)

日本版国際ロータリー青少年交換短期来日学生用保険案内

RIJYEM Insurance Plan for RYE Inbound STEP Students

**１）概要：**国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構（以下RIJYEM）は、来日学生のためにRIJYEM Insurance Planを案内しています。このプランは、引受保険会社ジェイアイ傷害火災保険会社（JI）の海外旅行保険で、傷害死亡・傷害後遺障害・個人賠償責任・治療救援費用を補償します。

（ジェイアイ傷害保険の詳細は4頁の海外旅行保険の概要をご参照願います）

**２）保険加入資格者：**国際ロータリー青少年換交換プログラムの来日学生

**３）補償内容：**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補償内容 | 保険金額 | 保険期間 | 備 考 | 保険団体 |
| 傷害死亡 | 1,000万円 | ドアtoドア |  | JI |
| 傷害後遺傷害 | 1,000万円 |
| 個人賠償責任 | 5,000万円 |
| 治療・救援費用 | 1億円 |
| 携行品損害（時価払） | 10万円 |
| 航空機遅延 | 2万円 |
| 旅行事故対策費用保険基本契約（見舞費用・救援者費用・事故対応費用・臨時費用） | 100万円 | 入国to出国 |
| 緊急避難（自然災害等） | 500万円 |

注記：

・補償内容と保険金額の詳細は、保険概要を確認してください。

・保険期間：「ドアtoドア」は、自国の自宅を出てから自宅に戻るまでの期間。

　　　　 ：「入国to出国」は、日本国内に入国した時から日本国外を出国するまでの期間。

・自己負担：免責条件に該当した場合、保険金はお支払いできません。（既往症治療、歯科治療費等）

**４）保険料（１名分）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| RIJYEM保険 Plan | 15日 | 30日 |
| 保険料 | 7,825円 | 11,229円 |

**5）ジェイアイ傷害火災保険への保険金請求方法：**

　ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、ジェイアイ傷害火災保険会社（JI）へ保険金請求手続きを行って下さい。（領収書必要）保険金請求手続きは必ずホストファミリーまたは地区委員長を通して行って下さい。

**6）連絡先：**

（対応言語：英語、中国語、スペイン語、韓国語、ポルトガル語、日本語）

|  |  |
| --- | --- |
| ２４時間緊急支援サービス | |
| エマージェンシー・アシスタント・ジャパン  （ＥＡＪ） | ０８００－０８０－２５００ |

（対応言語：日本語のみ）

|  |  |
| --- | --- |
| （取扱代理店）  （株）ＪＴＢ　京都支店 | 075-365-7722  （受付時間）9：30～17：30（土日・祝日・年末年始を除く） |
| （引受保険会社）  ジェイアイ傷害火災保険（株） | （事故・保険金請求に関するご相談）  0120-395470（フリーダイヤル）  （事故受付）24時間365日対応 |
| （保険の内容に関する一般的なご相談）  06-6342-1880  （受付時間）9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く） |

海外旅行保険の概要

| **補償項目** | **保険金をお支払いする主な場合** | **お支払いする保険金** | **保険金をお支払いできない主な場合** |
| --- | --- | --- | --- |
| 傷害　死亡 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合 | 傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。  注 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。 | １.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ  ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失  ②けんか、自殺、犯罪行為  ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転  ④脳疾患、疾病、心神喪失  ⑤妊娠、出産、早産、流産  ⑥外科的手術  ⑦戦争、革命などの事変  ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染  ⑨自動車等による競技、競争、試運転  ２.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合　　　など |
| 傷害後遺障害 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 | 後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4％～100％を支払います。  傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 |
| 治療・  救援  費用  妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット | ＜治療費用＞  海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合  ＜救援費用＞  被保険者が次のいずれかに該当した場合  ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または３日以上続けて入院した場合  ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合  ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機･船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合  ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合    など | １回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。  ＜治療費用＞  被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。  ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費  ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用  ③法令に基づく消毒費用  ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は５万円、通信費と合算で20万円限度）  ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。）  注 カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。  ＜救援費用＞  保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。  ①捜索救助費用  ②救援者の現地までの往復運賃（救援者3名分まで）  ③救援者の宿泊施設客室料（救援者３名分かつ１名につき14日分まで）  ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。）  ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用  ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで） | ＜治療費用＞  【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の「①～⑨（傷害治療費用）/①、②、⑦、⑧により発病した病気（疾病治療費用）」および２.に該当する場合  ＜救援費用＞  【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故および２.に該当する場合  ＜治療費用、救援費用共通＞  ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。）  ・歯科疾病  注旅行出発前に発病した病気の【治療費用】のお支払いはできません。  　旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、【救援費用】のお支払いはできません。 | |
| 個人賠償責任 | 海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合  注 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 | １回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。  注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。 | 【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え、  ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害  ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任  ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任  ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※)  ・心神喪失に起因する損害賠償責任  ・暴行・殴打による損害賠償責任  ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任  ・罰金、違約金、懲罰的賠償金など |
| （※）次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。  ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害  ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害  ・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害 | |
| 携行品　損害（時価払） | 海外旅行中に携行品（※）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合  （※）被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。  ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど  ・被保険者が携行していない物 | 携行品１つ（１点・１組または１対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計５万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。  注１ 損害額とは**時価額**（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。  注２ 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（１事故につき合計10万円まで）。  注３ 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。 | 【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下によリ生じた損害  ・差押え等の公権力の行使  ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥  ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷  ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）  ・置き忘れ、紛失 （※）  など  （※）日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。  有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。  ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。 | |
| 航空機　遅延費用 | 海外旅行中に次のいずれかに該当した場合  ①搭乗予定の航空機の６時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、６時間以内に代替機を利用できない場合  ②搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から６時間以内に代替機を利用できない場合 | 被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、１回につき、２万円を支払いの限度とします。  ①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額等を控除します。）  ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等 | 【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え  ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反  ・地震・噴火、これらによる津波  など | |

用語のご説明

|  |
| --- |
| ●「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。  ●「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。  ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。  ●「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |

※基本契約には、【救援者費用等一部補償対象外特約】がセットされています。

インバウンド保険（旅行事故対策費用保険）の概要

●インバウンド保険は、外国人の来日を受け入れる企業、学校、団体等が負担した下記費用のうち、オーガナイザーとして負担することが必要かつ社会通念上妥当な部分についてのみ保険金をお支払いする保険です。（業務出張等、業務に起因する旅行で、その出張者を雇用する法人を被保険者（保険の対象となる方）とする場合は、この保険の対象となりません。別途、弊社までお問い合わせください。）

●基本契約のお支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、以下の見舞費用、救援者費用、事故対応費用、臨時費用の各保険金を合算して次の算式によって算出した額を限度とします。　【基本契約1名あたりの保険金額（ご契約金額）×事故遭遇旅行者数】

●被保険者とは保険の対象となる方（オーガナイザー）をいいます。

| **保険金の種類** | | **保険金をお支払いする場合** | **お支払いする保険金** | **保険金をお支払いできない主な場合** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　本　契　約 | 見舞費用 | 旅行者が次の①～⑧に該当したことにより被保険者が費用を負担した場合  ①責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合  ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合  ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合  ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合  ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）  ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。）  ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合  ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合 | 旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。  ①弔慰金：旅行者が死亡した場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度）  ②見舞金：旅行者が死亡以外の場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度）  注 上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。 | 次の①～⑨のいずれかにより生じた事故  ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失  ②旅行者のけんかや犯罪行為  ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転  ④旅行者の心神喪失  ⑤地震、噴火、これらによる津波  ⑥戦争、革命などの事変や暴動  ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染  ⑧ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動  ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転  　　など |
| 救援者費用 | 旅行者の救援者に対して被保険者が負担した次の費用を救援者2名分を限度としてお支払いします。  ①救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費  ②現地における救援者の宿泊費（1名につき14日分限度）  ③渡航手続費  ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用  ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用  ⑥通算して7日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用（ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。） |
| 事故対応費用 | 被保険者が負担した次の費用をお支払いします（ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。）。  ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費（往復交通費および現地交通費）・宿泊費・渡航手続費・出張手当（出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度）  ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度）  ③通信費用  ④旅行者の法定相続人またはその代理人と応対した場合のホテル・事務所等の応対施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費（宿泊費は、1名につき14日分限度）  ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用 |
| 臨時費用 | 被保険者が臨時に負担した費用として、救援者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20％に相当する額をお支払いします。  注1 合計額には【事故対応費用】①の出張手当分は含まれません。  注2 お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。（30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数） |
| 特約 | 安全退避費用 | 旅行者が責任期間中に次の①～③のい  ずれかに該当したことにより安全退避を  要し、被保険者が安全退避費用を負担し  た場合  安全退避･･･  下記①から③までに定める事由を直接の原因  として、旅行者が安全を確保するために  渡航先の国から、次のaからcまでの  いずれかの国に、退避することをいいます。  a.渡航先の国  b.旅行者の母国または居住国  c.旅行者の旅行を主催した教育機関または  文化機関の所在国  ①　旅行者の渡航先において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合  ア．戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注１）または  テロ行為（注２）  イ．運送・宿泊機関等の事故または火災  ウ．渡航先に対する退避勧告等の発出（注３）   |  | | --- | | （注１）  群衆または多数の者の集団の行動によって  全国または一部の地区において著しく平穏が  害され、治安維持上重大な事態と認められる  状態をいいます。  （注２）  政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義  ・主張を有する団体・個人またはこれと連帯  するものがその主義・主張に関して行う  暴力的行動をいいます。  （注３）  退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域  に対して発出された場合を含みます。 |   ②　旅行者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合  ③　旅行者に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 | 旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。  ①航空運賃等交通費  旅行者の安全退避に要する航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた運賃はこの費用の額から控除します。  ②宿泊施設（注１）の客室料および諸雑費  ア．安全退避の行程における旅行者の宿泊施設（注１）の宿泊料をいい、旅行者１名につき、14日分を限度とします。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。  イ．諸雑費とは、被保険者または旅行者が必要とした国際電話料等通信費、旅行者の渡航手続費（注２）等をいいます。  ウ．アおよびイの費用は、旅行者１名につき、合計して20万円を限度とします。  （注１）ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。  （注２）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。 | 次の①～⑤のいずれかにより生じた事故  ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失  ②旅行者のけんかや犯罪行為  ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転  ④旅行者の心神喪失  　　など |

用語のご説明

|  |
| --- |
| ●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行者が日本国内に入国した時から、日本国外に出国するまでの旅行行程中をいいます。  ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害･急性中毒をいいます。急性中毒とは、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状をいい、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。  ●「救援者」とは、旅行者の捜索、看護または事故処理のために現地に赴いたその旅行者の法定相続人またはその代理人をいいます。 |

※基本契約には、【疾病危険等補償特約】【保険責任に関する特約】【天災危険補償対象外特約】がセットされています。